

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(マージン率等の情報提供について)**

株式会社クラントス

対象： 令和7年1月1日～令和7年12月31日

当年度の情報は下記の通りです

項番	情報提供項目		
1	派遣労働者の数		4 名
2	派遣先の数		2 社
3	マージン率	<u>派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額</u> 派遣料金の平均額	57.3 %
4	教育訓練に関する事項	入社1年目～3年目までの年次別研修や役職・等級が上がるタイミングにおいて、キャリアパスに応じた教育訓練を設けており、職務遂行能力や専門的・総合的な能力を高め、派遣労働者のキャリアアップに資することを念頭に置いています。 また、それ以降も段階的にリーダーとしてのスキルやシステム開発には欠かせない能力研修を重点的に実施し、中長期的にキャリアを形成いただけます。	
5	派遣労働者一人一日当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額		32,597 円
6	派遣労働者一人一日当たりの賃金額の額の平均額		13,923 円
7	その他参考となると認められる事項		5,961 円
		内 訳 (派遣労働者一人一日当たりの平均額)	法定福利費
			1,798 円
			法定外福利費
			2,699 円
			教育訓練費
			391 円
		補足説明	事業所経費
			1,072 円
			販売管理費
			- 円
			法定福利費の内訳は、厚生年金、健康保険、介護保険(介護保険第2号)、雇用保険、労災保険です。
			法定外福利費の内訳は、法定健康診断費用、慶弔見舞金、社内イベント活動等です。
			事業所経費の内訳は、事務所の家賃、水道光熱費等です。
			販売管理費は、全社の管理に係る諸経費です。
			育児休業規程、介護休業規程の整備などにより、社員が働きやすい環境を整備しています。
8	上記7の経費を加算したマージン率	<u>派遣料金の平均額-(派遣労働者の賃金の平均額+経費)</u> 派遣料金の平均額	39.0 %
9	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和9年3月31日) ・協定労働者の範囲 (期間を定めずに雇用される派遣労働者)	